

2宇健介第232号
令和2年4月30日

各高齢者福祉施設・事業所運営事業者 様

宇治市健康長寿部
介護保険課長 富治林 順哉

本市における新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いについて

平素は、宇治市介護保険行政の推進に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和2年4月27日付厚生労働省老健局老人保健課より、新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いとして、新型コロナウイルス感染症への感染拡大防止を図る観点から被保険者への面会が困難な場合においては要介護認定及び要支援認定の有効期間を従来の期間より新たに12ヶ月までの範囲内で延長できる旨の通知がありました。

つきましては、本市における対応として別紙のとおり取扱いを定めましたので、本通知の趣旨をご理解いただき、ご協力いただきますようお願いいたします。

連絡先

宇治市健康長寿部介護保険課
介護認定係

TEL 0774-20-8731(直通)

(別紙)

1. 宇治市における取り扱い

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のために、被保険者への認定調査等の面会を制限することが望ましいことが被保険者本人やその家族、ケアマネージャー等によって判断された場合、本人同意の上、申請により要介護認定調査要介護認定及び要支援認定の有効期間を従来の期間より新たに12ヶ月延長する。

2. 対象者

令和2年5月1日以降更新申請を提出する被保険者

※既に更新申請を提出していて面会制限により調査が実施されていない被保険者については、別途聞き取りによって認定期間延長を行います。

3. 申請方法

更新申請の受付開始以降、以下の2点を宇治市役所介護保険課の窓口に提出して下さい。

- ① 新型コロナウイルス感染症に係る認定期間延長申出書
- ② 被保険者証原本(現在の有効期間満了までのもの)

4. 手続きの流れ

3. ①②を提出後、被保険者証原本の控えとして資格者証を郵送もしくは窓口で渡します。後日、有効期間満了翌日からの新しい被保険者証(12ヶ月延長されたもの)を介護保険課で発行の後、被保険者宅に郵送します。

5. 取扱いの期間

臨時的な取扱いであることから、未定とします。本取扱いを終了する際は別途告知します。

※なお、認定期間延長を希望しない更新申請や新規・区分変更申請の場合は通常通りの申請を行って下さい。